

小樽市緊急生活支援給付金給付事業 業務委託公募型プロポーザル募集要領

1 公募の趣旨

令和5年3月28日に閣議決定された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額・強化により低所得世帯への支援のため「電力・ガス・食料品等価格重点支援地方交付金（低所得世帯支援枠）」が創設され、住民税非課税世帯を対象に1世帯当たり3万円を目安とした給付金が給付されることとされた。

これを受けて、小樽市における対象世帯に給付金を迅速に給付するため、市民からの問合せへの対応を行うコールセンター業務及び対象世帯等への関係書類の送付、提出された書類の審査、入力等の給付に係る業務を行う事業者を公募により選定する。

2 委託業務の概要

(1) 業務内容

市民等からの問合せに対応するコールセンター業務及び給付金の給付事務を行う「小樽市給付金事務センター」を開設する。詳細は基本仕様書を参照のこと。

(2) 委託期間

契約締結日から令和6年1月31日まで（予定）

(3) 支出予定委託料

101,200千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を上限とする。

(4) 委託者

小樽市

(5) 支払方法

受託者は、業務完了後に提出する報告書等の検査終了後、委託料を市に請求するものとし、市は、受託業者の適法な請求書を受領してから30日以内に支払う。

(6) 契約保証金

上記(3)の10/100以上の額

ただし、小樽市契約規則（平成8年市規則第27号。以下「契約規則」という。）第3条第3項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

3 応募資格

次の全ての条件を満たすものであること

(1) 小樽市又は小樽市近郊に事務所を有すること。

(2) 法人格を有していること。

(3) 個人情報保護及び情報セキュリティに関する第三者認証を取得していること。

(4) 小樽市とのデータ取受等のために受託者がLGWAN-ASPサービスの提供が可能であること。

(5) 国又は地方公共団体において、同様の給付金給付に係る事務及びコールセンター運営の実績を有すること。

(6) 申請書類受付日において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第16

7条の4の規定に該当しない者であること。

- (7) 申請書類受付日において、直近1年間の法人税、消費税及び地方消費税、道税、市税の滞納がないこと。
- (8) 申請書類受付日において、小樽市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (9) 役員の中に破産者及び禁固以上の刑に処された者がいないこと。
- (10) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (11) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

4 事業者の選定方法

事業者の選定は、小樽市緊急生活支援給付金給付事業業務委託評価委員会（以下、「評価委員会」という。）の書類審査及びヒアリング審査の結果に基づき選定する。

(1) 書類審査

応募書類により、資格要件審査と提案審査を行う。

- ① 資格要件審査【応募条件に該当するかを審査】
- ② 提案審査【レポート】

提案審査評価項目（業務への取組方針等）について、提出された応募書類により審査を行う。

(2) ヒアリング審査

プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、受託候補事業者として妥当な事業者を総合的に判断する。

5 公募申込書の提出

本公募に応募する事業者は、公募申込に関する提出書類一覧表（別紙）に掲げる書類を提出すること。なお、提出に当たっては次の事項に留意すること。

- (1) 書類は原則A4版で作成し、図面などA4版を超えるものは折りたたむこと。
- (2) フラットファイル等に書類を綴ること。
- (3) 全体の目次を付け、各書類にページ番号を付けること。
- (4) 項目ごとに白紙の仕切り紙を挟み、目次と対応するインデックスを付けること。
- (5) 提出部数は正本1部、副本7部（コピー可）の8部とする。

6 受付期間及び提出場所

(1) 受付期間

令和5年5月29日（月）から令和5年6月5日（月）の午前9時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日を除きます。

(2) 提出場所及び問合せ先

小樽市福祉保険部福祉総合相談室（小樽市役所本館1階）まで、直接持参してくだ

さい。(メール、郵送は不可)

電 話 0 1 3 4 - 3 2 - 4 1 1 1 内線 5 7 6 ・ 5 7 7 自立支援グループ

F A X 0 1 3 4 - 3 3 - 1 1 2 8

7 応募にあたっての留意事項

- (1) 応募書類のほかに追加資料の提出を求めています。
- (2) 受付期間終了後は提出された書類の差し替えや内容の変更は原則として認めませんので、内容について十分検討して応募すること。
- (3) 受付期間を過ぎた場合や、必要書類が整っていない場合は受付できません。
- (4) 受付後に辞退する場合は辞退届(様式8)を提出すること。
- (5) 応募に係る費用は、応募者の負担とする。
- (6) 提出された書類は返却しません。

8 申請書類及び質問書の取扱いについて

- (1) 提出された申請書類は、個人に関する情報や申請者の正当な利益を害するおそれのある情報を除き、小樽市情報公開条例に基づく開示請求の対象となります。
- (2) この公募に関する質問は、質問書(様式7)により、電子メール又はFAXで令和5年6月1日(木)まで受付し、提出された質問内容と回答は市のホームページで公表する。

9 選定のスケジュール

時 期	内 容
令和5年 5月29日(月)	受託法人募集要項公表(市ホームページに掲載)
令和5年 5月29日(月) ～ 6月 5日(月)	応募書類受付 受付締切6月5日(月)午後5時まで
令和5年 5月29日(月) ～ 6月 1日(木)	質問受付 受付締切6月1日(木)午後5時まで
令和5年 6月 2日(金)	質問への回答期限
令和5年 6月 6日(火) ～ 6月 9日(金)	書類審査
令和5年 6月13日(火)	プレゼンテーション・ヒアリング審査
令和5年 6月14日(水)	結果の通知・公表
令和5年 6月中旬(予定)	契約締結

(別紙)

公募申込に関する提出書類一覧表

提出書類	様式	説明
1 参加申請書	様式第1号	
2 提出書類一覧	様式第14号	本書(様式第14号)の確認欄を記入したもの
3 法人の定款		最新のもの
4 法人登記簿の謄本		
5 法人の納税証明書		<input type="checkbox"/> 法人税(税務署) <input type="checkbox"/> 消費税及び地方消費税(税務署) <input type="checkbox"/> 道民税(道税事務所) <input type="checkbox"/> 市税(小樽市市民税課等) ※非課税の法人は理由書を提出
6 財務諸表	任意様式	決算報告書等(直近1事業年度) ・貸借対照表・損益計算書 ・監査報告書
7 企画提案書	様式第2号	
8 事業実施体制	様式第3号	
9 見積書	様式第4号	
10 その他確認書類	様式第5号 様式第6号	仕様印鑑届及び誓約書

※提出部数 正本1部、副本7部(3、4、5については、正本1部のみ)